

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）

齋藤照子



学位申請者 齋藤紋子

論文名 「バマー・ムスリム」という生き方—ビルマ政府の国民概念とムスリム住民の生存戦略—

結論

齋藤紋子氏から提出された博士學位請求論文「バマー・ムスリムという生き方—ビルマ政府の国民概念とムスリム住民の生存戦略—」について、論文審査と口述による最終試験の結果、審査委員会は全員一致して博士(学術)の學位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

なお審査委員会は、齋藤照子を主査に、副査として学外からビルマ現代政治史研究を専門とされる上智大学外国語学部教授根本敬氏、学内から宮崎恒二、西井涼子、土佐桂子の三氏を加えて5名で構成された。

論文の概要と構成

本論文はビルマにおける国民統合政策とマイノリティの生存戦略を主題とし、第一に国民統合政策を政府の国民概念、国籍法、そしてその運用における実態という三つの次元から分析し、第二に国民統合政策の中でもっとも周縁に位置づけられた人々を取り上げ、彼らの日常的体験と、国民として生きてゆくための生存戦略を明らかにしている。さらに後者の課題の解明を通じて国民統合政策を再び照射することにより、公式見解や成文法には決して明示されない宗教が、国民の要件として重要な意味を持っていることを明らかにしたものである。

以下論文の構成に従って概要を示す。

序論において、齋藤紋子氏は、M.イーガーと R. テイラーの研究を取り上げ、その批判的検討を通じて自身の方法を提示する。すなわち、ビルマにおけるムスリム組織の生成、変容を主題としながら、それらが置かれた場であるビルマ国家、社会との関わり・交渉という視点を欠くイーガー、外国系住民を含む国民統合を、もっぱら中央政府による国家統合の進展という観点から検証しようとするテイラーに対し、齋藤氏の方法は、政府の国民概念と、国民の中でもっとも周縁に位置づけられる「バマー・ムスリム」と自らを表現するムスリム住民の生存戦略という二つの視点の交錯の中に、国民統合の過程と現実を明らか

にする試みであることが示される。

第一章では、本論文が取り上げる「バマー・ムスリム」とはいかなる人々かを説明し、こうしたアイデンティティが形成された歴史的背景が考察される。バマー・ムスリムとはイスラームを信仰するが、ビルマ語、ビルマ文化を自らのものとし、ビルマ土着民族としての意識を持つ人々であり、ビルマ語でイスラームを学び、モスクでの女性の礼拝を当然のことと考える人々である。多くは王朝時代に移住してきた人々の子孫でもあるが、バマー・ムスリムという範疇はあくまでもバマー（ビルマ人）であり、ムスリムであるという自己認識に基づく、とされる。バマー・ムスリムと言う主張が始めて表明されたのは、植民地時代であり、植民地政庁が実施したセンサスの中で自らに付与された名称（ザーバディ：ビルマ人とインド人の混血を呼んだ通称）に対する違和感や、ビルマナショナリズムの台頭の中で表面化してくるビルマ人の反インド人感情や民族衝突がもたらした危機感とその背景にあったことが指摘される。

第二章では、独立後政権を担当したビルマ・ナショナリストがその国民統合政策において外国系住民をどのように位置づけようとしたかという点が、独立時の「47年憲法」、「48年国籍法」と関連法、および1982年、新たに制定された「国籍法」を題材として検討されている。とりわけ、82年に新たな国籍法が再び制定された背景には、外国系住民と混血の人々に対する政府の強い不信感が存在し、草案制定過程に作成された政府内部資料と国家元首であるネーウィン議長の発言には、「純粋」な国民のみが信頼でき、「純粋」でない国民との間には権利に差があるべきだという主張が繰り返されていたことが明らかにされる。しかし、同法はビルマ国籍を持つ人々を新たに「国民」、「準国民」、「帰化国民」の3つのカテゴリーに分類しながらも、それに基づく権利の差を明示的に規定したものではないことが、条文の精査から検証され、この国籍法によって外国系住民に対する差別が法的根拠を持ったとするイーガーらの見解が明らかに誤りであることが指摘される。

第三章では82年国籍法の実際の運用場面において、ムスリム住民が日常的に体験している諸問題が、イスラーム関連組織や個人に対して行った聞き取り調査に基づき検討され、墓地移転問題、学校や政府機関における差別、昇進問題、そして国民登録証の発行をめぐる問題を通し、法律上には明文化されなかった国民の権利の差別化が、政府機関の内部通達によって図られていることが明らかにされる。斎藤氏は、ここでビルマ国民すべてに携帯義務が課されている国民登録証の発行、あるいは書き換えにおいて、民族はバマーで宗教はイスラームであると主張する個人の申請を受理しないという措置が現政権成立以降、役所窓口で取られていることを明らかにし、国民の要件として法律では現れない宗教が運用面ではおおきく立ちはだかっていることを指摘している。氏は、ここに「ビルマ民族」＝「仏教徒」＝「ビルマ国民」という構図が政府の公式には表れない国民概念であることが看取されると結論付ける。さらに、すべての出版物に検閲が課される中で、未検閲であるにもかかわらず、繰り返し発行される反ムスリム感情を醸成する数種類の出版物が存在し、そこではビルマの民族、仏教、経済を呑み込む危険な存在としてのムスリム像が繰り返し

流布されており、これらの冊子の底流にある国民概念もまた政府の概念と一致するものであることが示される。

第4章ではこうした困難に直面しているバマー・ムスリムが自らをどのようにビルマ社会に位置づけようとしているかという点が、バマー・ムスリムによる歴史叙述の分析と、組織活動（イスラーム講習会、セミナー）への参与観察により明らかにされる。王朝時代より先祖たちがビルマ社会、政治、文化にかかわり、社会を構成する一員として王権からも認知されていたという歴史認識を示し、バマー・ムスリムという主張の正当性を訴えるとともに、土着民族、国民としてビルマ社会に暮らしてゆく上で重要と考える知識、歴史認識を若者たちへ普及する積極的な活動が展開されていることが示される。

結論として斎藤氏は以上の行論から得られた諸点を要約するとともに、バマー・ムスリムという主張は、成文法上には現れない政府の国民概念の矛盾をつき、それを批判するのみに終わらず、彼らが国民としてビルマで暮らしてゆくための積極的な主張であり生存戦略であると位置づけている。

審査の概要と評価

高く評価されたのは以下の諸点である。

- ① 政府の規制のみならず、インフォーマント自身が他者に語ることを固く抑制することが十分に想定される、つまり非常にデータが取りにくい状況の中で、多数のインフォーマントの協力を得て証言を収集し、貴重なデータの作成を達成したのは、世界でも斎藤氏のみである。
- ② 国籍法の条文、そしてその制定過程に作成された便覧の精査により、従来一般的に受け入れられていた国籍法解釈の誤りを明確に指摘し、正した。
- ③ 法律の条文には現れず、公式には見えない政府の国民統合政策のあり方を、ムスリム住民の体験、政府機関内部通達から検証し、そこにビルマ民族=仏教徒=ビルマ国民という隠れた国民概念が存在することを明らかにした。

これらの諸点は先行研究では誰もがなしえなかった点であり、本論文のみが達成しえた重要な成果であると評価される。

同時に各委員からいくつかの疑問点、改善すべきとされる諸点も指摘された。そのうち主たる指摘は以下の3点に集約される。

- ① 本論文では、国家の国民概念を射程においてムスリム住民の周縁化が語られているが、ビルマにおいては、ことムスリムに関しては、仏教徒のビルマ人社会の中にも見えない壁が存在することが感じられる。人々の間の国民概念が、政府の概念とどのように重なり、異なると考えるか。
- ② 本論文に学問分野における位置づけを与えると、どのようになるか。エスニシティ論か、ナショナリズム論か？ またディシプリンとしてはどう名乗るのか？ 読者にとっていまひとつ明確とは、言いがたい。

③ 国民統合を謳いながら、実際には統合をしようとしなない、このビルマの例を、他地域における(タイ、マレーシア、カンボジアなど)国民統合の事例と比較検討することで、ビルマの国民統合政策の性格はより鮮明に解明されることが考えられる。こうした比較研究への視点も期待される。

しかし、これらの諸点は、本論文のオリジナリティおよび学術的価値に対する批判としてではなく、論文の公刊に向け、より高度な達成を期待して行われたものであり、こうした批判、疑問に対する口述試問での応答は、斎藤氏がこうした諸点を十分自覚していることを確認させる適切なものであった。以上の結果、審査委員会は全員一致して上記の結論に達した。